

**令和8年9月から医療的ケアが必要な重症心身障害児を対象とする、
放課後等デイサービス事業所を利用する場合の支給日数（目安）が変わります**

医療的ケアが必要な重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所（以下、「重心事業所」という。）を利用する場合の支給日数（目安）を令和8年9月から以下の通り変更します。

放課後等デイサービスの支給日数の変更を希望する場合は、ご契約の相談支援事業所にご相談ください。

（１）変更点

重心事業所を利用する場合の支給日数の目安は、以下のとおりです。

※なお、保護者の就労等により学童要件を満たすが、学童クラブに入会ができず、重心事業所以外に放課後等の生活の場としての選択肢がない場合には、保護者の就労状況等に合わせ、支給認定会議での審査を経て目安を超えた日数を支給します。

【変更前（～令和8年8月）】

- ・ 小学1年生～2年生 週2日（月10日）
- ・ 小学3年生以上 週3日（月15日）

【変更後（令和8年9月～）】

- ・ 小学1年生～ 週3日（月15日）

（２）重症心身障害児の定期利用（変更なし）

区内重心事業所については、重症心身障害児（医療的ケアの有無を問わず）のスポット利用を認めていますが、医療的ケアが必要な重症心身障害児の受入を優先しつつ、事業所の利用枠に空きがある場合は、重症心身障害児の定期利用を認めます。

【問合せ先】

杉並区保健福祉部障害者施策課 電話：03-3312-2111（代表）

- ・ 放課後等デイサービスの利用申請に関すること

：障害福祉サービス係 内線 1185・1186

- ・ 支給決定、受給者証に関すること：児童支援係 内線 1134・1169